

## 双葉町・大熊町・富岡町における避難指示区域の解除について（案）

令和 2 年 1 月 1 7 日  
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、双葉町において設定された避難指示解除準備区域について、『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成 2 7 年 6 月 1 2 日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

また、双葉町・大熊町・富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、以下のとおり解除することを決定する。

（1）双葉町

- ①町内の避難指示解除準備区域及び帰還困難区域のうち別紙に記載する区域を解除する。
- ②上記①の解除は令和 2 年 3 月 4 日午前 0 時に行う。

（2）大熊町

- ①町内の帰還困難区域のうち別紙に記載する区域を解除する。
- ②上記①の解除は令和 2 年 3 月 5 日午前 0 時に行う。

（3）富岡町

- ①町内の帰還困難区域のうち別紙に記載する区域を解除する。
- ②上記①の解除は令和 2 年 3 月 1 0 日午前 6 時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考 1 参照。

※ 避難指示解除の要件については、参考 2 参照。

2. 本決定を踏まえ、双葉町・大熊町・富岡町に対し、別添のとおり指示を行う。

以上

(別添)

指 示 (案)

令和2年1月17日

双葉町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、双葉町において設定された避難指示解除準備区域及び帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成27年6月12日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』及び平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月4日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

(別紙)

双葉町

帰還困難区域	<p>町道長塚・新山線 (大字長塚字町東154番地先から大字長塚字町西39番29地先まで)</p> <p>町道久保前・中浜線 (大字新山字久保前33番1地先から大字長塚字谷沢町217番7地先まで)</p> <p>町道鬼木・広町線 (大字長塚字鬼木37番地先から大字長塚字鬼木44番地先まで)</p> <p>町道久保前・下条線 (大字長塚字鬼木37番地先から大字新山字久保前28番1地先まで)</p> <p>町道町西3号線 (大字長塚字町西72番地先から大字長塚字町西73番1地先まで)</p> <p>町道町西1号線 (大字長塚字町西73番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)</p> <p>町道町西2号線 (大字長塚字町西39番1地先から大字長塚字町西39番4地先まで)</p> <p>国道6号 (大字新山字久保前33番1地先から大字新山字久保前19番1地先まで(久保前地下道含む))</p> <p>双葉町大字長塚字町西 36番地1、36番地2、37番地1、 37番地2、38番地1、38番地3、 38番地7、38番地8、39番地1、 39番地4、39番地22、39番地25、 39番地26、39番地27、 39番地28、39番地29、 39番地30、44番地8、72番地、 73番地1、73番地4、73番地5、 249番地1、249番地3</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域</p>
--------	---

## 指 示（案）

令和2年1月17日

大熊町長 殿  
写) 福島県知事 殿

平成23年（2011年）福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、大熊町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月5日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

帰還困難区域	<p>県道大野停車場大川原線 (大字下野上字大野414番地先から大字下野上字大野416番地先まで、 大字下野上字原327番1地先から大字下野上字清水624番2地先まで)</p> <p>町道西20号線 (大字下野上字大野413番地先から大字下野上字大野98番4地先まで)</p> <p>町道西49号線 (大字下野上字原4番1地先から大字下野上字大野98番4地先まで)</p> <p>大熊町大字下野上字大野 98番地1、98番地5、98番地6、 98番地7、115番地3、 284番地3、285番地、 791番地1、797番地1、 811番地</p> <p>大字下野上字鮎沢 120番地10、120番地11、 120番地12、247番地30</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域</p>
--------	--

## 指 示 (案)

令和2年1月17日

富岡町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、富岡町において設定された帰還困難区域のうち別紙に記載する区域については、平成30年12月21日に原子力災害対策本部において決定した『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて』における避難指示解除の要件を満たすことから、令和2年3月10日午前6時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上

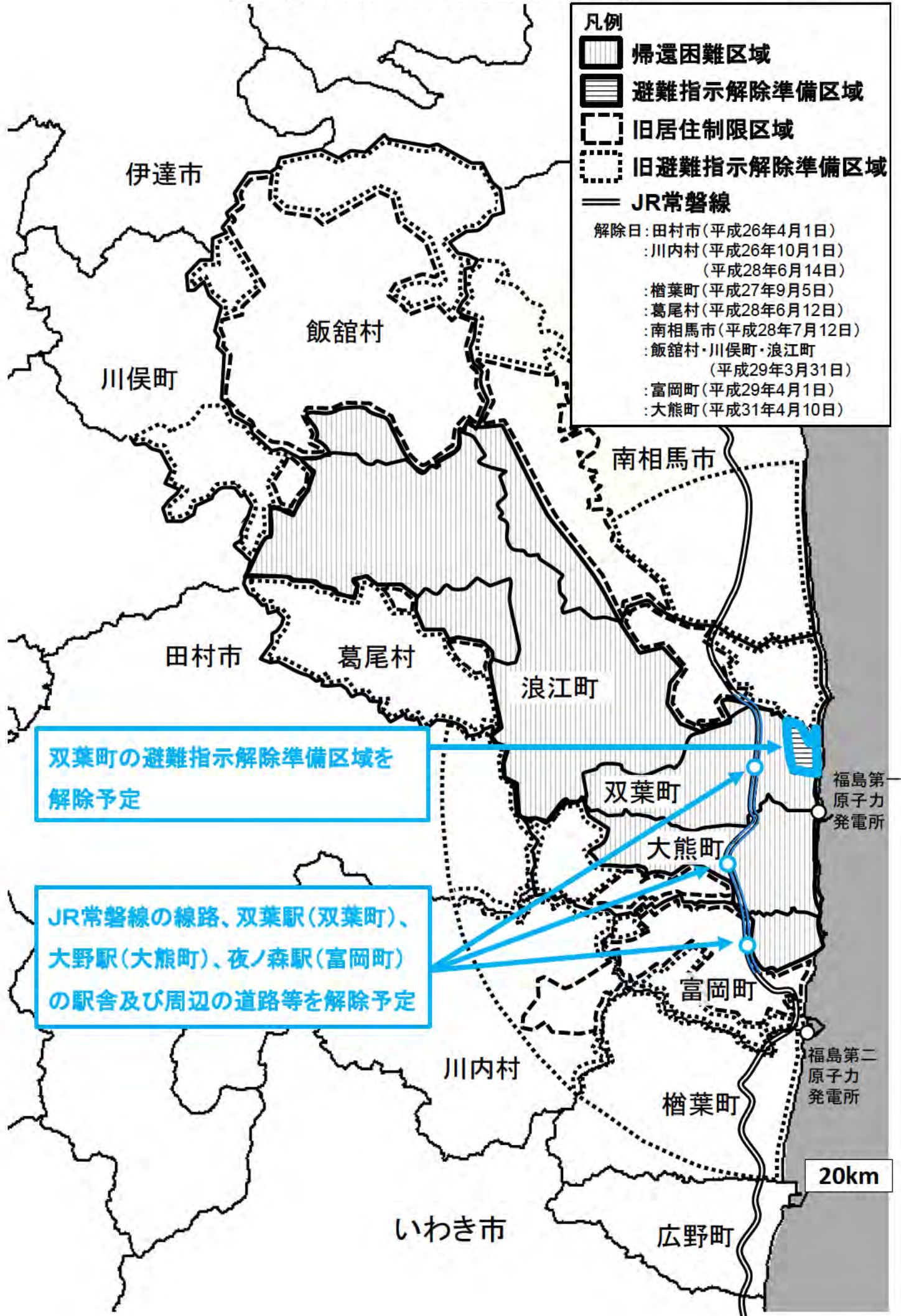
(別紙)

富岡町

帰還困難区域	<p>県道夜ノ森停車場線 (字夜の森南一丁目1番2地先から字夜の森北二丁目8番2地先まで)</p> <p>町道夜の森桜通り線 (字夜の森北一丁目34番1地先から字夜の森北二丁目23番19地先まで)</p> <p>町道都市計画4号線 (字夜の森北一丁目41番1地先から大字本岡字清水前10番11地先まで)</p> <p>町道坊小屋桜通り線 (字夜の森南二丁目11番2地先から字夜の森北二丁目23番18地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路2号線 (字夜の森北一丁目67番地先から同地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路13号線 (字夜の森北一丁目98番4地先から字夜の森北一丁目98番1地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路17号線 (字夜の森北二丁目8番2地先から同地先まで)</p> <p>町道夜の森区画街路34号線 (大字本岡字新夜ノ森13番5地先から大字本岡字新夜ノ森12番4地先まで)</p> <p>第三大管こ線道水路橋</p> <p>富岡町大字本岡字新夜ノ森 12番地5、12番地6(13番地5、13番地7、13番地8に隣接する区域に限る)、13番地5、13番地7、13番地8</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社の鉄道施設の存する区域</p>
--------	--

# 避難指示区域の概念図

(参考1)





## 避難指示解除の要件について

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂  
(平成27年6月12日原子力災害対策本部決定・閣議決定) (抄) /  
特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて  
(平成30年12月21日原子力災害対策本部決定) (抄)

○避難指示解除の要件 (「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」(平成23年12月26日 原子力災害対策本部より))

- ①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること
- ②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること
- ③県、市町村、住民との十分な協議